

小渕改造内閣に望む - 21 世紀への国創りに向けたリーダーシップを -

1999 年 10 月 15 日 社団法人 経済同友会

構造改革につながる総合経済政策

1. 公共事業

先に規模ありきで事業を積み上げる方法は、すでに限界に来ている。まず事業を厳し 〈選別し、規模はその結果として決まる、という発想転換が必要である。

したがって第2次補正予算の策定にあたっては、まず、国民にとって効果のわかりやすい事業実施目標を明確に示した上で、従来の地方への配分や省庁別・局別の配分にとらわれることなく、プロジェクト毎の意義や効果を第一に判断する必要がある。その基準は、 将来的な使用価値を考慮した社会資本整備であること、 経済対策の観点から、基本設計や土地収用が完了したもの、計画の前倒しが可能なものなど、速やかな発注・着工が可能であること、 地方の深刻な財政事情を踏まえ、国費を中心とした財政措置により実施が可能なものであること、などである。

(具体的施策)

事業実施目標	内 容
交通の円滑化・渋滞解	● 都市圏の通過交通の削減による都市交通渋滞の解消
消	や交差点・踏み切り等の交通交差部の改修整備によ
	る渋滞解消は、交通円滑化や物流効率化に資すると
	ともに、CO2削減効果も期待できる。
	<例示:予算措置により円滑に事業展開が可能>
	①首都圏中央連絡道の整備
	・新湘南バイパス-東名道間
	・中央道-青梅IC間
	・関越道-国道 245 間
	②外かく環状道路の整備
	・三郷-埼玉県内分
	③鉄道の連続立体事業
	・JR中央線:三鷹駅-立川駅間
	④ボトルネック踏切の解消
	・東武野田線:野田市駅-愛宕駅付近
	・阪神電鉄:鳴尾駅付近
	・JR大阪市片町線:京橋付近

都市のバリアーフリー 化	埋設化や既設歩道の段差・傾斜・勾配の改善を図る。 <例示:予算措置により円滑に事業展開が可能>
学校の情報通信インフ	・国道 246 号線、世田谷区内の電線共同溝整備 ● 小・中・高校の情報関連教育を強化するため、パソ
ラ整備	コン導入やネット ワーク 構築などインフラの整備を 行う。
国・地方政府機関の電 子化促進	● 政府・地方公共団体の公文書の電子化を前倒しで実施し、データベースとして活用できるようにするとともに、情報公開にも対応させる。
情報化支援施設の設立	● 学校へのパソコン導入やインターネット接続に対応 し、教職員の情報リテラシー研修を目的に「教職員 向け高度情報化研修センター」を、また地方自治体 の電子化に対応し、サービスの向上、業務の効率化 を図るために、「地方自治体情報化支援センター」 を、それぞれ全国の地方自治体に設立し、その運営 を民間に委託する。

2.雇用政策

雇用情勢は極めて厳しいが、これは構造要因によるもので、たとえ景気が回復してもすぐには好転しない可能性が大きい。今後の雇用対策は、新規雇用機会の創出とともに、流動化と職業能力の向上による人材の最適配置を目指したものであるべきで、 失業期間中の生活不安の解消、 能力開発による再就職支援の 2 点に重点を置くべきである。

(具体的施策)

() 	
失業等保険給付の期間	● 失業率の上昇、失業期間の長期化に対して、失業者
延長	による能力開発のための各種教育受講を条件に、雇
	用保険における失業等給付の給付期間を 2 倍に延長
	する(被保険者期間1年以上の最高300日 → 600日)。
能力開発バウチャー支	● 個人の能力開発による再就職支援を効率的に行う仕
給制度の創設	組みとして、現行の教育訓練給付制度を拡充し、「能
	力開発バウチャー」の支給制度を創設する。
個人の自己啓発投資の	● 失業者に限らず、就業中の継続的自己啓発は、個人
所得控除	の能力開発に不可欠な自己投資である。これを促進
	するため、各種教育機関の受講などに係る費用の所
	得控除を認める。
既設専門学校を活用し	● 個人の能力開発においては、既設専門学校の果たす
た社会人教育の拡大	役割も大きい。専門学校の定員増や学科増に係る審
	査についての時間短縮を図る。
労働者派遣事業の規制	● 今回の労働者派遣法の改正では、ネガティブリスト
緩和	化の下で新たに解禁された業務については、派遣期
	間に1年間の制限が設けられている。これらの業務
	についても、その他の業務と同様に、企業と派遣労
	働者が希望する場合には、最長3年間までの派遣を
	認める。
	● 労働者派遣事業と職業紹介事業の兼業許可要件を緩
	和し、正社員職業紹介を目的とした人材派遣を可能
	とする。

3.税制改革

所得減税と法人減税が断行されるとともに、産業活力再生特別措置法において事業 再構築のための税制上の措置が講じられた。今後はさらに、産業や事業の再編成や新 事業への取組みなど、民間活力向上のための企業改革を促進する税制を整備する必 要がある。

また、所得・資産・消費に対する課税のあり方、国税と地方税のあり方を含め、税体系全体の見直しに取り組む必要がある。

(具体的措置)

(平)体中20月匝/	
所得減税の制度化	● 現在実施中の定率方式での所得減税については、こ
	れを税率のフラット化として制度化する。
住宅ローン利子に係る	● 景気対策としての住宅ローン減税が実施されている
所得控除制度の創設	が、これが時限となる平成 13 年以降の居住分につ
17177-17177-1717	いては、住宅ローン利子の全借入期間にわたる所得
	控除を認める。
産業活力再生特別措置	● 産業活力再生特別措置法に基づく事業の再構築に係
法による税制措置の恒	る税制措置は、事業再構築計画の主務官庁による認
久化	定を必要としない、一般的・恒久的な制度とする。
連結納税制の早期導入	● 連結納税制度の 2001 年度導入を明確にする。
エンジェル税制の拡充	● 個人創業の活性化のため、英・米に比較し遅れてい
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	るエンジェル税制を拡充する。
	<例示>
	^ /// // //
	②上場株などの株式譲渡益をベンチャー・キャピタ
	ル・ファンドや創業期企業に再投資した場合の
	譲渡益課税の繰り延べ
1	
有価証券譲渡益課税の	● 平成 13 年 4 月以降、源泉分離課税が廃止され、申
軽減	告分離課税のみとなる。資本市場の拡充や他の金融
	関連所得との整合性といった観点から、申告分離課
	税における税率の軽減措置が必要である。
確定拠出型年金に係る	● 確定拠出型年金に係る税制措置については、拠出・
税制措置	運用時非課税、受給時課税とする。
SPC法に係る税制措	● 不動産市場の活性化を目的に「特定目的会社による
置	特定資産の流動化に関する法律(SPC法)」が施
	行されたが、設立・運営コストが高く、使い勝手が
	よくない。配当の損金算入要件の緩和、登録免許税・
	不動産取得税の非課税化などの措置を講じる。
会社分割に係る税制措	● 会社分割に係る資産や株式の移転については、実質
置	的な変更を伴うものではないので、企業において
	は、株式及び資産の譲渡益を認識せず、また株主に
	おいては、配当課税や贈与所得課税を行わないこと
	とする措置を講じる。

4. 金融システム整備

2001年4月からは、ペイオフ凍結が解除されるとともに、金融再生・健全化法の時限措置期限となるため、公的資金の注入や特別公的管理などの措置も廃止されることとなる。そうした中で、今最も必要なことは、各金融機関が、不良債権の処理を進め、同時に2001年3月までに金融再編を完了することである。そのためには、金融機関の自己責任に基づく意思決定が重要であることは当然であるが、加えて金融再編を促進するために、会社分割法制やそれに伴う税制などの制度整備が必要である。

そして同時に、遅くとも来年の通常国会までには、2001年4月からのペイオフの凍結解

除を再確認するとともに、破綻処理については、ロス・シェアリング方式といった二次損失対策を含み、P&A方式、ブリッジバンク方式、公的管理方式など、迅速かつ円滑に運用可能な新しいスキームを整備する必要がある。

5.規制撤廃

民間主導型社会を実現するために、規制撤廃・緩和の推進は重要な課題である。また、日本経済の本格的再生に向けてサービス部門の育成が急務であり、サービス部門活性化戦略としても規制撤廃・緩和を積極的に進める必要がある。経済同友会は、これらの規制撤廃・緩和について、別途検討を進め、意見を取りまとめることとしているので、ここでは例示のみにとどめる。

(例示)

医療分野	● 営利法人による病院経営への参入解禁
	● 医療・福祉機関の情報公開の促進と民間評価機関の
	設置
	● 一般小売店での一部医薬品のセルフ販売の解禁
介護・福祉分野	● 営利法人による施設介護事業への参入解禁
	● 行政や社会福祉法人が建設した福祉施設の民間事業
	者への払い下げ・貸与
保育・育児分野	● 幼稚園・保育所に対する施設補助の廃止とバウチャ
	ーによる国民への直接支援の導入
	● 保育所の規制緩和(民間参入・保育時間の自由化・
	施設の賃貸方式の認可)

以上